

確かな今を、豊かな明日へ。



産業ファンド投資法人

2018年12月10日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

産業ファンド投資法人 (コード番号 3249)

代表者名 執 行 役 員 倉 都 康 行

URL : <http://www.iif-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 酒井 勝久

問合せ先 執行役員イダストリアル本部長 上田 英彦

TEL : 03-5293-7091

資産運用会社における組織の変更に伴う

業務の内容又は方法等についての変更届出提出決定のお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2018年12月7日に開催した取締役会において下記の通り組織の変更（以下「本組織変更」といいます。）を行うことについて決議すると共に、これに伴う変更届出の提出について決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 組織の変更

(1) 変更の内容

管理資産の増大に伴い組織も拡大を続ける本資産運用会社において、多種多様な投資家からの運用ニーズや新たな社会的要請に機動的に対応できる運用体制構築の必要性が高まっていることから、主として内部統制水準の高度化及びリスク管理体制の一層の強化に向けた、COO(最高執行責任者)の設置、コンプライアンス担当取締役の設置、経営企画室（旧称 マネジメント室）の経営企画機能への特化及びコーポレート本部内におけるリスク管理部の新設を含む、組織の変更を行うこととしました。

これに伴い、本投資法人の運用体制が2019年1月1日付で変更されるものです。

なお、本組織変更後の本資産運用会社の組織並びに意思決定機構及びリスク管理体制等については、別紙「本組織変更に関する補足説明資料」をご参照下さい。

(2) 変更日

2019年1月1日

2. 法令に基づく諸届出

本組織変更に関しては、金融商品取引法及び宅地建物取引業法その他適用ある法令諸規則に従い、必要な届出等の手続を行います。

3. 業績への影響等

本件による本投資法人の2019年1月期(2018年8月1日～2019年1月31日)の運用状況に与える影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

以 上

確かな今を、豊かな明日へ。

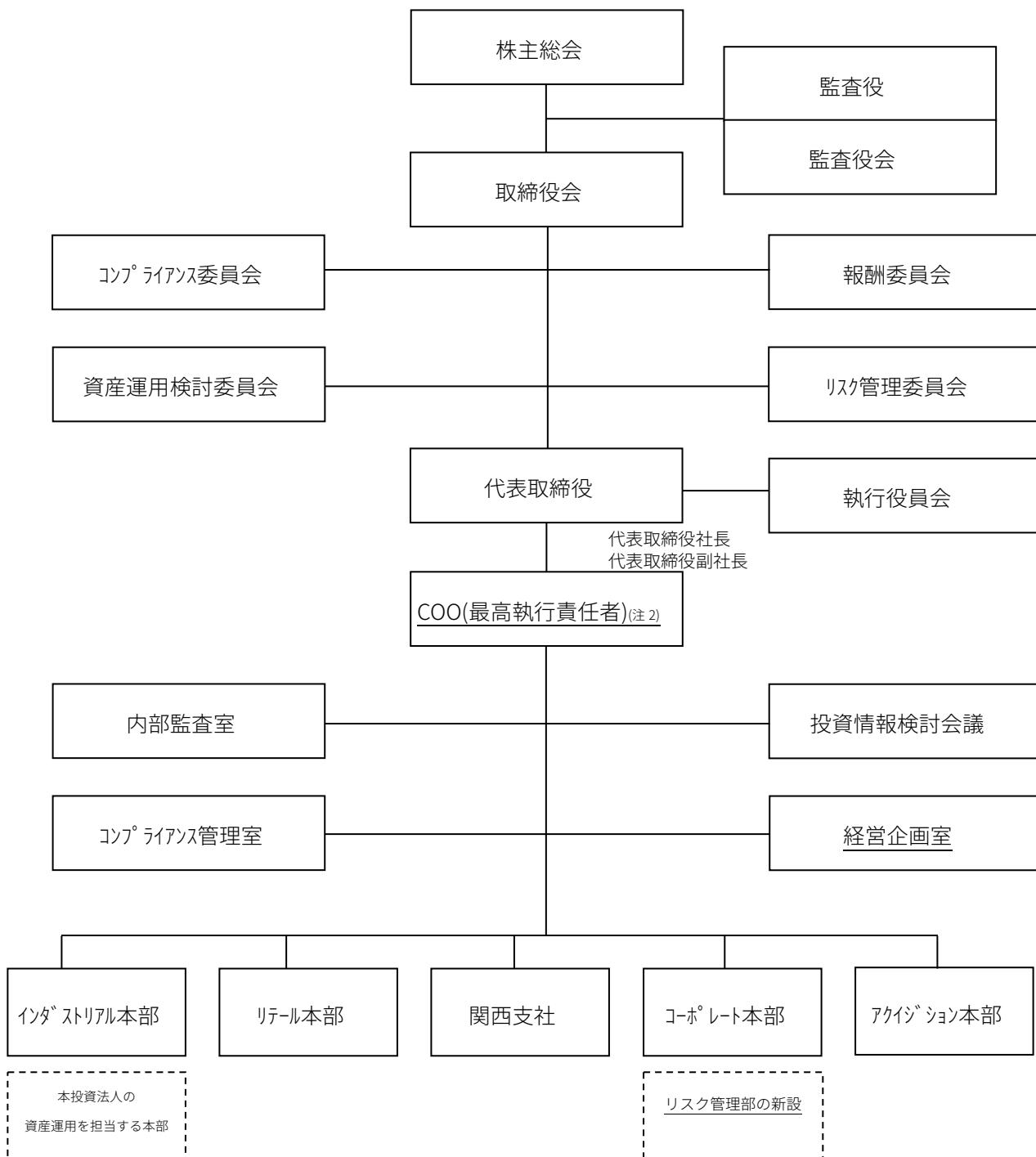


産業ファンド投資法人

(別 紙)

本組織変更に関する補足説明資料

(1) 変更後組織図（2019年1月1日付）^(注1)



(注1) 主な変更箇所に下線を付しています。

(注2) COO(最高執行責任者)はコンプライアンス担当取締役を兼任しています。

確かな今を、豊かな明日へ。



産業ファンド投資法人

(2) 組織変更後の本資産運用会社の意思決定機構及びリスク管理体制の整備の状況

2018年10月25日付で提出された本投資法人の有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ③ 投資運用の意思決定機構」及び同「(4) 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況」が2019年1月1日付で以下のとおり変更されます。

③ 投資運用の意思決定機構

(前略)

i. 本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算、資金調達及び資産の取得・処分・運用管理に係る事項については、インダストリアル本部長が資産運用検討委員会へ申立てを行います。申立者は、事務局宛に資産運用検討委員会の招集を依頼し、議題及び関係資料を作成します。

ii. 申立者は、資産運用検討委員会の開催に先立ち、価格検証に関する資料を添付した申立書類を事務局に提出します。コンプライアンス管理室は、申立書類及び同申立書類の根拠となった資料の現物等を確認し、申立者に対して法令等遵守に係る質疑等（取得経緯・案件スキームを含みます。）を行ったうえで、委員長、各委員及び常勤監査役に意見の根拠、理由、背景等を明記した意見書を提出します。

(後略)

④ 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

(前略)

まず、本資産運用会社は、インダストリアル本部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク（主に不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク、売主の倒産に伴うリスク、共有物件に伴うリスク、開発物件に関するリスク、有害物質に関するリスク）、資産の運用管理に伴う各種リスク（主に賃貸借契約に関するリスク、災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク、不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク）及び本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて管理を行います。これらのリスク管理に加え、リスク管理統括者（コーポレート本部長）の下で、リスク管理部が、他の各本部・部・室（以下、本④において「各本部」といいます。）から独立した、全社的な立場から本資産運用会社のリスク管理態勢の企画・立案を行うと共に、その整備状況及び運用状況の確認・改善業務を統括します。

(中略)

更に、COO（最高執行責任者）を委員長とし、社長、副社長、本部長、リスク管理部長、コンプライアンス管理室長及び経営企画室長を常任委員として構成されるリスク管理委員会が、原則として2か月に1度開催され、資産運用検討委員会に係属する事項以外のリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定する体制にあります。

常勤監査役は、資産運用検討委員会及びリスク管理委員会のそれぞれに出席し、意見を述べることができます。内部監査室長は、リスク管理委員会に出席し、意見を述べることができます。

また、内部監査室は、全社及び各本部におけるリスク管理の状況について、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施し、内部監査報告書を作成します。

本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス管理室による法令等遵守に対する点検の確認、利害関係者との利益相反行為の有無の確認、更には社内規程との整合性の確認など網羅的な内部牽制により、常勤監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

(後略)